飯塚市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和8年11月16日

飯塚市監査委員　　井　上　信　也

飯塚市監査委員　　永　末　雄　大

第1監査の概要

1　監査の期間

令和8年9月1日(火)から令和8年11月13日(金)まで

2　監査の対象

公益社団法人　飯塚市シルバー人材センター

福祉部　高齢者支援課

3　監査の範囲及び方法

今回の監査は、公益社団法人　飯塚市シルバー人材センターに対し令和7年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

(1)　監査の主な着眼点

① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。

③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。

④ 精算報告は適切に行われているか。

⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。

⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

⑦ 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。

(2)　監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取す

るなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

第2 団体の概要

1 設立目的

センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と社会福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

2 役員及び職員数(令和8年3月31日現在)

理事　　15名
監事　　2名
職員　　7名

3 主な事業(令和7年度実績)

(1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会・提供事業、社会参加のための支援
(2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業
(3) 会員の増加の推進
(4) 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展拡充するための普及啓発、情報提供、研修、講習、相談等

第3 補助金交付額

【令和7年度　シルバー人材センター運営費等補助金】　　13,100,000円

第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、監査した事務は、適正に執行されていると認められました。

今後とも、飯塚市補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理を行い、事業

の公益性達成のため、より一層努力ください。